

大分県報

平成二十九年
号外 (九九)
十月三十一日

(火曜日)

目次

告示

- 一 特別休猟区の指定
- 二 鳥獣保護区の指定
- 三 鳥獣保護区の更新
- 四 鳥獣保護区の解除
- 三 鳥獣保護区特別保護地区の指定
- 四 特定猟具使用禁止区域(銃)の指定

告示

大分県告示第六百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ・シカ)の捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

名称及び所在場所

存続期間

区域及び面積

別府南西部特別休猟区(別府市)

平二九・一一・一から平三二・一〇・三二一まで

別府市大字東山の県道東山庄内線と県道別府庄内線との交点を起点とし、同県道を南に進み、別府市と由布市の市境との交点に至り、同市境を南西に進み、雨乞岳山頂を経て、北西に進み、倉木山山頂を経て、北東に進み、県道別府一の宮線との交点に至り、同県道を東に進み、東山いこいの森管理車道との交点に至り、同車道を南東に進み、東山いこいの森カラマツ遊歩道に至り、同遊歩道を南に進み、国

太田特別休猟区(大分市)

平二九・一一・一から平三二・一〇・三二一まで

有林(官行造林)と民有林との境界との交点に至り、同境界を南東に進み、九州林産所有林の防火線との交点に至り、同防火線に沿って南東に進み、市道山ノ口捏山線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道捏山線との交点に至り、同市道を東に進み、県道東山庄内線との交点に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一、六九六ヘクタールの区域

宝泉寺特別休猟区(九重町)

平二九・一一・一から平三二・一〇・三二一まで

大分市大字上詰字堪水の市道廻州線と県道久住高原野津原線との交点を起点とし、同県道を北東に進み、県道堪水挾間線との交点に至り、同県道を北東に進み、市道竹ノ内三国境線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道竹ノ内泉線との交点に至り、同市道を東に進み、国道四四二二号線との交点に至り、同国道を南西に進み、市道廻州線との交点に至り、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、三五〇ヘクタールの区域

西ノ台特別休猟区(宇佐市)

平二九・一一・一から平三二・一〇・三二一まで

九重町大字引治の国道三八七号線と県道右田引治線の交点を起点とし、同県道を東に進み、町道四季彩ロードに至り、同町道を南に進み、天ヶ谷鳥獣保護区の境界に至り、同所から県道田野宝泉寺停車場線の柴やかた峠に向かう稜線を西に進み、柴やかた峠に至り、同県道を北に進み、国道三八七号との交点に至り、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一、二〇〇ヘクタールの区域

宇佐市安心院町木裳の県道山香院内線と津房川に架かる木裳橋を起点とし、津房川の左岸を南東に進み、櫛本橋に至り、同橋から国道五〇〇号を南東に進み、県道久木野尾立線との交点に至り、同県道を南東に進み、宇佐市安心院町と杵築市山香町との境界に至り、同境界を南に進み、宇佐市安心院町と日出町との境界に至り、同境界を南西に進み、宇佐市安心院町と別府市との境界に至り、同境界を南西に進み、国道五〇〇号との交点に至り、同国道を北に進み、県道津房木裳線との交点に至り、同県道を西に進み、県道安心院湯布院線との交点に至り、同県道を北に進み、国道五〇〇号との交点に至り、同国道を北西に進み、県道山香院内線との交点に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、六六四ヘクタールの区域

大分県告示第六百二十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。
平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

名称及び所在場所

存続期間

区域及び面積

守江湾鳥獣保護区
(杵築市)

平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで

杵築市大字南杵築の市道市駅錦江橋線と八坂川左岸堤防との交点を起点とし、同川の左岸を東に進み、国道二一三号との交点に至り、同国道を北に進み、県道大田杵築線との交点に至り、同国道を北西に進み、市道西新町宮司線との交点に至り、同市道を北に進み、県道成仏杵築線との交点に至り、同県道を東に進み、市道大内山塩浜線との交点に至り、同市道を東に進み、県道糸原杵築線との交点に至り、同県道を南東に進み、国道二一三号との交点に至り、同国道を東に進み、市道美濃崎線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道黒岩線との交点に至り、同市道を南西に進み、住吉浜の海岸線に至り、同海岸線を西に進み、守江灯台に至り、同灯台から納屋漁港南側防波堤先端を見通した線で結び、同防波堤を西に進み、市道納屋第一号線に至り、同市道を西に進み、市道三川原北線に至り、同市道を西に進み、国道二一三号との交点に至り、同国道を西に進み、市道市駅錦江橋線との交点に至り、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた八七二ヘクタールの区域

大分県告示第六百二十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。
平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

名称及び所在場所

存続期間

区域及び面積

鶴御崎鳥獣保護区
(佐伯市)

平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで

佐伯市鶴見梶寄浦の佐伯市鶴見と佐伯市米水津との旧町村界と海岸線(最低潮位)との交点を起点とし、同海岸線を南西に進み、カツアジロ、汐吹鼻を経て芳ヶ浦川の左岸との交点に至り、同川の左岸を北東に進み、里道に至り、同里道を東に進み、佐伯市米水津と佐伯市鶴見との境界に至り、同境界を北西に進み、佐伯市鶴見大字梶寄浦と大字丹賀浦との境界に至り、同境界の稜線を北東に進み、佐伯市鶴見の海岸線(最低潮位)に至り、同海岸線を南東に進み、地蔵崎、下梶寄、平間の鼻を経て起点に至る

青少年の森鳥獣保護区(大分市)

平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで

大分市大字廻栖野の国道四四二号と市道廻栖野一号线との交点を起点とし、同市道を南東に進み、県民の森サイクリング道路に通じる山道との交点に至り、同山道を南東に進み、県民の森サイクリング道路との交点に至り、同サイクリング道路を南東に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を東に進み、県道大分大野線との交点に至り、同県道を南西に進み、市道赤仁田線との交点に至り、同市道を北西に進み、旧大分市と旧野津原町の境界に至り、同境界を南に進み、国有林と民有地との境界に至り、同境界を西に進み、林道浅内支線との交点に至り、同林道を北に進み、市道浅内線との交点に至り、同市道を北に進み、国道四四二号線との交点に至り、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、〇八〇ヘクタールの区域

大龍鳥獣保護区(由布市)

平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで

由布市庄内町大龍の国道二一〇号と市道西鶴山鶴線との交点を起点とし、同市道を南に進み、市道内川野畑線との交点に至り、同市道を北東に進み、国道二一〇号との交点に至り、同国道を西に進み、阿蘇野川右岸との交点(下田橋)に至り、同川右岸を北に進み、市道柿原大龍線との交点(東南橋)に至り、同市道を北西に進み、県道田野庄内線との交点に至り、同県道を北に進み、大分川右岸との交点(亀甲橋)に至り、同川右岸を東に進み、阿蘇野川左岸との交点に至り、同川左岸を南西に進み、市道西鶴天神山線との交点(西鶴大橋)に至り、同市道を南に進み、国道二一〇号との交点に至り、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積八〇ヘクタールの区域

<p>玉来鳥獣保護区（竹田市）</p>	<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで</p>	<p>線に囲まれた面積二七〇ヘクタールの区域</p>
<p>下竹田鳥獣保護区（九重町）</p>	<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで</p>	<p>竹田市大字竹田の国道五〇二号と県道高森竹田線との交点を起点とし、同県道を南西に進み、市道岡城線との交点に至り、同市道を南に進み、市道山下魚住線との交点に至り、同市道を東に進み、県道竹田五ヶ瀬線との交点に至り、同県道を南に進み、尾戸群トンネルを経て大野川との接点にいたり、同川を西に進み、大字玉来と大字吉田の境の稜線に至り、同稜線を南西に進み、大野川との接点に至り、同川を南西に進み、市道岩本線へと通じる道（猿口橋）との交点に至り、同道を北に進み、市道岩本線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道高森竹田線との交点に至り、同県道を北東に進み、市道玉来東中線との交点に至り、同市道を北西に進み、国道五七号に至り、同国道を北東に進み、市道飛田川中央線との交点に至り、同市道を北西に進み、県道白丹竹田線との交点に至り、同県道を東に進み、国道五〇二号との交点に至り、同国道を東に進み、基点に至る線に囲まれた三二七ヘクタールの区域</p>
<p>日出生川底鳥獣保護区（玖珠町）</p>	<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで</p>	<p>玖珠町大字日出生の町道日出生線と町道柿木石飛線との交点を起点とし、同町道を北に進み、国道三八七号線との交点に至り、同国道を北に進み、宇佐市院内町との境界に至り、同境界を南東に進み、町道車谷・小河内線との交点に至り、同町道を南に進み、町道太郎野線との交点に至り、同市道を北に進み、起点に至る線に囲まれた二九ヘクタールの区域</p>
<p>大分県告示第六百二十三号</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八号第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除する。</p> <p>平成二十九年十月三十一日</p>	<p>み、町道日出生線を経由し、起点に至る線に囲まれた面積三二〇ヘクタールの区域</p>
<p>大分県告示第六百二十四号</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九号第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。</p> <p>平成二十九年十月三十一日</p>	<p>日田市天瀬町塚田の市道塚田線と県道岩戸五馬日田線との交点を起点とし、同県道を北西に進み、タブノ木から古賀に通じる里道との交点に至り、同里道を南東に進み、市道塚田線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二四ヘクタールの区域</p>
<p>古賀原鳥獣保護区（日田市）</p>	<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで</p>	<p>日田市前津江町大野の市道一石椿ヶ鼻線と同市道から渡神岳に通じる遊歩道との交点を起点とし、同遊歩道を南東に進み、県道日田鹿本線との交点に至り、同県道を南西に進み、日田市中津江村との境界に至り、同境界を北西に進み、福岡県八女市矢部村との境界に至り、同境界を北に進み、釈迦岳山頂からの稜線との交点に至り、同稜線を北東に進み、釈迦岳山頂を経て、市道釈迦岳線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道一石椿ヶ鼻線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積五九〇ヘクタールの区域</p>
<p>名称及び所在場所</p>	<p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>	<p>区域及び面積</p>
<p>守江鳥獣保護区（杵築市）</p>	<p>杵築市大字守江の市道美濃崎線と市道黒石線との北西部の交点を起点とし、市道美濃崎線を南東に進み、市道黒石線との交点に至り、同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積一〇ヘクタールの区域</p>	<p>区域及び面積</p>

大分県知事 広 瀬 勝 貞		名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
<p>大分県告示第六百二十五号</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域（銃）を指定する。</p> <p>平成二十九年十月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>青少年の森鳥獣保護区特別保護地区（大分市）</p>	<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで</p>	<p>大分市大字廻栖野の林道御座ヶ岳線と県民の森サイクリング道路との交点を起点とし、同サイクリング道路を南東に進み、県有林七七林班と県有地との境界に至り、同境界を南に進み、林道御座ヶ岳線との境界に至り、同境界を西に進み、国有林と県有地の境界に至り、同境界を北西に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を北西に進み、塚野山歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を南西に進み、林道穴田線との交点に至り、同林道を北西に進み、山際谷歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み、県民の森サイクリング道路との交点に至り、同サイクリング道路を東に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を北に進み、起点に至る一五八ヘクタールの区域</p>	<p>佐伯市鶴見大字梶寄浦の佐伯市鶴見と佐伯市米水津との旧町村界と海岸線（最低潮位）との交点を起点とし、同海岸線を南西に進み、カツアジロの突端で佐伯市米水津大字浦代浦字芳ヶ浦と字八ヶ久保との境界に至り、同境界の稜線を北東に進み、佐伯市鶴見と佐伯市米水津との境界に至り、同境界を南東に進み、市道梶寄鶴御崎線との交点に至り、同市道を北に進み、下梶寄に通じる山道との交点に至り、同山道を北に進み、佐伯市鶴見の海岸線（最低潮位）との交点に至り、同海岸線を東に進み、平間の鼻を経て起点に至る線に囲まれた面積九五ヘクタールの区域</p>
	<p>八坂川下流特定猟具（銃）使用禁止区域（杵築市）</p>	<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで</p>	<p>杵築市大字南杵築の市道市駅錦江橋線と国道二一三号との交点を起点とし、同国道を南西に進み、市道新圧線との交点に至り、同市道を西に進み、八坂川右岸堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み、三号幹線道路との交点に至り、同道路を北東に進み、同橋を渡って進み、二号幹線道路との交点に至り、同道路を南東に進み、八坂川左岸の市道据場樋本線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道市駅錦江橋線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積七五ヘクタールの区域</p>	
<p>中山仙境特定猟具（銃）使用禁止区域（豊後高田市）</p>	<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三一まで</p>	<p>豊後高田市夷の市道西夷線と県道夷堅来線との交点を起点として、同県道を南東に進み、市道東夷線との交点に至り、同市道を南に進み、林道小野迫線との交点に至り、同林道を南西に進み、市道小野迫線との交点に至り、同市道を西に進み、市道西夷線との交点に至り、同市道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積一三五ヘクタールの区域</p>		